

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(定義等)  
 第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。  
 「一〇三七の六 略」  
 三十七の七 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。  
 「三十七の八 略」  
 三十八 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。  
 「三十九〇九十三 略」  
 「2 略」  
 (具備すべき電波等)

第十二条 「略」  
 「2〇8 略」  
 9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
「略」	「略」
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六一・〇二五MHz
「略」	「略」
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波二二・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六一・〇二五MHz

「10〇13 略」  
 (遭難通信等)  
 第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。  
 「一〇五 略」  
 六 G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz、A三X電波二二・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六一・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの  
 「(1) (2) 略」

(定義等)  
 第二条 「同上」  
 「一〇三七の六 同上」  
 三十七の七 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。  
 「三十七の八 同上」  
 三十八 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。  
 「三十九〇九十三 同上」  
 「2 同上」  
 (具備すべき電波等)

第十二条 「同上」  
 「2〇8 同上」  
 9 「同上」

無線設備	電波の型式及び周波数
「同上」	「同上」
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz
「同上」	「同上」
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波二二・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz

「10〇13 同上」  
 (遭難通信等)  
 第三十六条の二 「同上」  
 「一〇五 同上」  
 六 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波二二・五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの  
 「(1) (2) 同上」

〔3〕 F-D電波一六一・九七五㎒及び一六一・〇二五㎒は、別図第六号に定める構成による  
 信号  
 〔七・八 略〕  
 〔2・3 略〕  
 (定期検査を行わない無線局)  
 第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。  
 〔一〇七 略〕  
 八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの。  
 〔1〕(3) 略〕  
 〔4〕 (1)又は(2)に掲げる無線設備及び船上通信設備  
 〔九〇二十六 略〕  
 別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)  
 〔一〇九 略〕  
 十 船舶局  
 〔1・2) 略〕  
 (3) 特定船舶局であつてF-B電波又はF-E電波一五六㎒から一五七・四五㎒までの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置、レーダー及び船上通信設備以外の無線設備を設置しないもの  
 〔4) 略〕  
 〔十一〇三十一 略〕  
 別図第六号(第36条の2第1項第6号及び第8号関係)  
 〔図略〕  
 〔注1・注2 略〕  
 注3 捜索救助用位置指示送信装置においては、「970X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>Y<sub>4</sub>」の9桁の数字であること(X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は0から9までの数字とする。)。  
衛星非常用位置指示無線標識、及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものにおいては、「974X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>Y<sub>4</sub>」の9桁の数字であること。  
 〔注4 略〕

五年

〔新設〕  
 〔七・八 同上〕  
 〔2・3 同上〕  
 (定期検査を行わない無線局)  
 第四十一条の二の六 〔同上〕  
 〔一〇七 同上〕  
 八 〔同上〕  
 〔1〕(3) 同上〕  
 〔新設〕  
 〔九〇二十六 同上〕  
 別表第五号 〔同上〕  
 〔一〇九 同上〕  
 十 〔同上〕  
 〔1・2) 同上〕  
 (3) 特定船舶局であつてF-B電波又はF-E電波一五六㎒から一五七・四五㎒までの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの  
 〔4) 同上〕  
 〔十一〇三十一 同上〕  
 別図第六号(第36条の2第1項第8号関係)  
 〔図同左〕  
 〔注1・注2 同左〕  
 注3 「970X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>Y<sub>4</sub>」の9桁の数字であること(X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は0から9までの数字とする。)。  
 〔注4 同左〕

五年

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(衛星非常用位置指示無線標識)  
 第四十五条の二 G―B電波又はG―D電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで、A三X電波二二・五MHz並びにF―D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

(衛星非常用位置指示無線標識)  
 第四十五条の二 G―B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波二二・五MHzを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

「イ」略

ス 人工衛星向けの電波が発射されていること及び人工衛星局から送信される位置の測定のための必要な信号が受信されていることを表示する機能を有すること。

一 一般的条件

「イ」同上

ス 人工衛星向けの電波が発射されていることを表示する機能を有すること。

「ル・ヲ」略

「ク」暗闇で作動し、他の環境下においても確認可能な低照度の点滅灯を備えること。

「ル・ヲ」同上

「新設」

「カ」人工衛星局から送信される位置の測定のための信号を受信する装置を有し、当該装置により計算された位置に関する情報を送信するものであること。

「新設」

二 送信装置の条件

「イ」略

二 「同上」

「イ」同上

「ロ」G―D電波を使用する人工衛星向け装置

「新設」

区別	条件
送信周波数安定度	一六六・セミリ秒間に、十億分の七・四を超えて変動しないこと。
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満
送信立ち下がり時間	送信終了後、送信電力が空中線電力の九〇パーセントから一〇パーセントとなるまでの時間は、〇・五ミリ秒未満
変調方式	オフセット四相位相変調
送信繰り返し周期	三〇秒及び一〇秒(許容偏差は、五秒とする。)

「略」

「同上」

「ニ」F―D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用する船舶向け装置

「新設」

区別	条件
変調方式	GMSK(最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。)であること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビットであること。
変調指数	〇・五以内であること。
等価等方輻射電力	一ワット以上であること。
送信電力の立ち上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに

送信電力の立ち下り時間	送るまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、〇・八三三ミリ秒以内であること。

三 空中線の条件

〔イ 略〕

ロ G-D電波を使用する人工衛星向け装置

区別	条件
水平面における指向特性	全方向において無指向性
偏波	右旋円偏波又は直線偏波

ハ 〔略〕

〔四・五 略〕

〔2 略〕

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十五条の三の三の二 捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
〔略〕	〔略〕

〔三〇五 略〕

（航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識）

第四十五条の三の五 G-B電波又はG-D電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで、A三X電波二二一・五MHz並びにF-D電波六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用する衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるものは、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 人工衛星向けの信号、航空機がホーミングするための信号及び位置に関する信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。

〔四 略〕

別表第一号（第5条関係）

三 〔同上〕

〔イ 同上〕

〔新設〕

ロ 〔同上〕

〔四・五 同上〕

〔2 同上〕

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十五条の三の三の二 〔同上〕

〔一 同上〕

二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSK（最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。）であること。
〔同上〕	〔同上〕

〔三〇五 同上〕

（航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識）

第四十五条の三の五 G-B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波二二一・五MHzを使用する衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるものは、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

三 人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。

〔四 同上〕

別表第一号（第5条関係）

[表略]

[注 1～27 略]

28 衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) G 1 B電波又はG 1 D電波406MHzから406.1MHzまでのもの 5kHz

[(2) 略]

(3) F 1 D電波161.975MHz及び162.025MHzのもの 500Hz

[29～57 略]

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
[略]	[略]	[略]
F 1 B F 1 D	[略] 16kHz	[略] 161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
[略]	[略]	[略]
G 1 B	20kHz	406MHzを超え406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
G 1 D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備
[略]	[略]	[略]

[第2～第77 略]

別表第三号（第7条関係）

[1～11 略]

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

[表同左]

[注 1～27 同左]

28 衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) G 1 B電波406MHzから406.1MHzまでのもの 5kHz

[(2) 同左]

[新設]

[29～57 同左]

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
[同左]	[同左]	[同左]
F 1 B F 1 D	[同左] 16kHz	[同左] 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
[同左]	[同左]	[同左]
G 1 B	20kHz	406MHzを超え406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
[同左]	[同左]	[同左]

[第2～第77 同左]

別表第三号（第7条関係）

[1～11 同左]

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

[13～69 整]

[13～69 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第三条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 後

別表第一号 機器の構造及び性能条件 (第2条関係)

機種		条件
[略]		[略]
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	[略]	[略]
	衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) <u>G 1 B電波又はG 1 D電波406.031MHz、A 3 X電波121.5MHz並びにF 1 D電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。</u> [(2) 略] (3) <u>符号形式又は変調方式は、設備規則第45条の2第1項第2号の条件に適合するものであること。</u> [(4)・(5) 略] 2 設備規則第45条の2第2項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) <u>G 1 B電波406.031MHz及びA 3 X電波121.5MHzを使用するものであること。</u> (2) <u>1の(3)及び(4)の条件に適合するものであること。</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略]
[略]		[略]
[略]		[略]

各 出 極

別表第一号 機器の構造及び性能条件 (第2条関係)

機種		条件
[同左]		[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
	衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) <u>G 1 B電波406.031MHz及びA 3 X電波121.5MHzを使用するものであること。</u> [(2) 同左] (3) <u>符号形式は、設備規則第45条の2第1項第2号の条件に適合するものであること。</u> [(4)・(5) 同左] 2 設備規則第45条の2第2項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 [新設] (1) <u>1の(1)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。</u> (2) [同左] (3) [同左] (4) [同左]
[同左]		[同左]
[同左]		[同左]

備考 表中「」の記載及び対象規定の「重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 衛星非常用位置指示無線標識、及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものの条件は、改正後の設備規則第四十五条の二及び第四十五条の三の五の規定にかかわらず、令和六年一月一日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 令和六年一月一日に現に船舶に設置している型式について総務大臣の検定に合格した効力を有する衛星非常用位置指示無線標識、及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものは、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。
- 4 令和六年一月一日に現に船舶に設置している衛星非常用位置指示無線標識、及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものについては、この省令による改正後の設備規則第四十五条の二及び第四十五条の三の五の規定にかかわらず、当該設置が継続する限り、なお従前の例によることができる。

## ○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十五条の二第一項第五号、第二項第五号及び第三項第四号並びに別表第三号の13の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 発

- 一 衛星非常用位置指示無線標識は、次の条件に適合すること。  
 [1～4 略]  
5 視認でき、かつ、暗視装置での確認が可能な低照度の点滅灯を備えること。
- 二 設備規則第四十五条の二第一項の衛星非常用位置指示無線標識は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。
- 1 人工衛星向けの信号にG-B電波又はG-D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz、航空機がホーミングするための信号にA三X電波一二一・五MHz並びに位置に関する信号にF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用するものであること。
- [2 略]
- 3 G-D電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に適合するものであること。
- (一) 前号(一)、(二)及び(五)に掲げるもの
- (二) 送信空中線の等価等方輻射電力（1ミリワットを0デシベルとする。）の許容値は、下表のとおりとする。なお、各仰角における輻射電力の値のうち、六十五パーセントを超えるものが許容値の範囲内にあり、かつ、五十五度以下の各仰角における輻射電力の値は、九〇パーセント以上が許容値の範囲内にあること。また、水平面における指向特性は無指向とし、33デシベル以上45デシベル以下であること。
- | 仰角（度）<br>(注)            | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 | 60 | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 等価等方輻射電力の最大許容値<br>(dBm) | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 等価等方輻射電力の最小許容値<br>(dBm) | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
- 注 送信空中線の輻射の中心からみた地表線の仰角をいい、度で表す。
- (三) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、別図のとおりであること。
- (四) 送信信号は、次の条件に適合するものであること。
- (1) 構成は、国際的なコスパス・サーサット計画協定に基づいた技術仕様に適合するものであること。
- (2) 自己診断モードで送信する各信号の送信継続時間は三秒以内とし、かつ、送信回数は一回であること。
- (3) 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。  
 $G1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^8$

改 正 前

- 一 [同左]  
 [1～4 同左]  
 [新設]
- 二 [同左]
- 1 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波一二一・五MHzを使用するものであること。
- [2 同左]  
 [新設]

$$G3(X) = G1(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^4 + X^5 + X^6 + X^8)$$

$$G5(X) = G3(X) \cdot (1 + X + X^4 + X^5 + X^6 + X^7 + X^8)$$

$$G7(X) = G5(X) \cdot (1 + X^3 + X^5 + X^6 + X^8)$$

$$G9(X) = G7(X) \cdot (1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^5 + X^7 + X^8)$$

$$G11(X) = G9(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^5 + X^6 + X^7 + X^8)$$

$$= 1 + X + X^2 + X^4 + X^7 + X^{10} + X^{11} + X^{12} + X^{13} + X^{16} + X^{17} + X^{18} + X^{19} + X^{20} + X^{22} + X^{23} + X^{24} + X^{26} + X^{31}$$

$$+ X^{32} + X^{33} + X^{35} + X^{37} + X^{38} + X^{39} + X^{40} + X^{41} + X^{42} + X^{46} + X^{47} + X^{48}$$

(4) 伝送速度は、毎秒三〇〇ビットであること。

4 A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。

(一) 航空機がホーミングするための信号は、当該装置により連続送信するものとし、送信時間の割合が2,250ミリ秒当たり五十パーセント以上となること。ただし、当該航空機がホーミングするための信号の送信が、前二号の装置による人工衛星向けの信号の送信により最大二秒間中断される場合及び第五号の装置による信号の送信により最大五十ミリ秒間中断される場合は、この限りでない。

〔二〕～〔四〕 略

5 F-D電波を使用する装置は、次の条件に適合するものであること。

(一) 電源投入後、一分以内に通報の送信を開始するものであること。

(二) 第二号の装置による人工衛星向けの信号の送信を妨げないものであること。

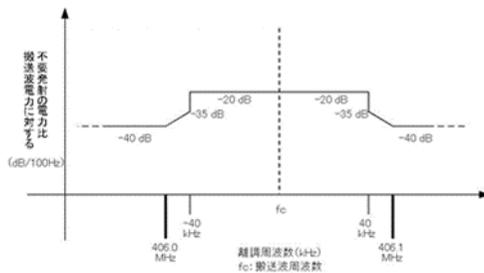
(三) 平成二十一年総務省告示第五百六十五号（無線設備規則第十四条第三項及び第四十五条の三の三の二第五号の規定に基づく捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件）第一号から第三号までのとおりであること。

〔三〕 略

別図 帯域外領域における不要発射の強度の許容値

〔1〕 略

2 G1D電波を使用する人工衛星向け信号



注：送信バースト時間内の平均等価等方輻射電力とする。

3 〔略〕

3 A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。

(一) 航空機がホーミングするための信号は、当該装置により連続送信するものであること。ただし、前号の装置による人工衛星向けの信号の送信により当該航空機がホーミングするための信号の送信が最大二秒間中断される場合は、この限りでない。

〔二〕～〔四〕 同左

〔新設〕

〔三〕 同左

別図 帯域外領域における不要発射の強度の許容値

〔1〕 同左

〔新設〕

2 〔同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。



○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十五条の三の五第四号及び別表第三号の13の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百七号（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 後	各 出 程
<p>設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>五 <u>人工衛星向けの信号にG-B電波又はG-D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz、航空機がホーミングするための信号にA三X電波一二一・五MHz並びに位置に関する信号にF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用するものであること。</u></p> <p>六 <u>G-B電波を使用する人工衛星向け装置は、平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件。以下「告示第千二百二十五号」という。）第二項第二号(一)から(六)まで（(六)4は除く。）に掲げる各条件に適合するものであること。</u></p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>七 <u>G-D電波を使用する人工衛星向け装置は、告示第千二百二十五号第二項第三号(一)から(三)までに掲げる各条件に適合するものであること。</u></p> <p>八 <u>A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。</u></p> <p><u>1 航空機がホーミングするための信号には、別表の信号を前置すること。</u></p>	<p>設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>[一～四 同上]</p> <p>五 <u>人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波一二一・五MHzを使用するものであること。</u></p> <p>六 <u>G-B電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に適合するものであること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1</u> 空中線端子を短絡又は開放しても故障しないこと。</li> <li><u>2</u> 偶発的に電波の発射が連続して行われるときは、四十五秒以内にその発射を停止できること。</li> <li><u>3</u> 周波数の変動（十五分間の変動における直線回帰の一分当たりの傾斜の値をいう。）は十億分の一以下であり、かつ、直線回帰により求められた直線からのばらつきは十億分の三以下であること。</li> <li><u>4</u> 空中線電力は、五ワット（許容偏差は、(±)二デシベルとする。）であること。</li> <li><u>5</u> 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件。以下「告示第千二百二十五号」という。）別図のとおりであること。</li> <li><u>6</u> 送信信号は、次の条件に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 構成は、国際的なコスパス・サースット計画協定に基づいた技術仕様に適合するものであること。</li> <li>(二) 自己診断モードで送信する信号の送信時間にあつては、四四〇ミリ秒又は五二〇ミリ秒（許容偏差は、それぞれ(±)一パーセントとする。）であり、かつ、送信回数は一回であること。</li> <li>(三) 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。 <math display="block">G1(X) = 1 + X^3 + X^7</math> <math display="block">G3(X) = G1(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^3 + X^7)</math> <math display="block">G5(X) = G3(X) \cdot (1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^7)</math> <math display="block">= 1 + X + X^5 + X^6 + X^7 + X^8 + X^{11} + X^{12} + X^{14} + X^{15} + X^{17} + X^{18} + X^{21}</math> </li> </ul> </li> </ol> <p>[新設]</p> <p>七 <u>A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。</u></p> <p><u>1 航空機がホーミングするための信号には、別表の信号を前置するものとし、当該装置により連続送信するものであること。ただし、前項の装置による人工衛星向けの信号の送信により</u></p>

<p><u>2</u> 告示第千二百二十五号第二項第四号(一)から(四)までに掲げる各条件に適合するものであること。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[別表略]</p>	<p>当該航空機がホーミングするための信号の送信が最大二秒間中断される場合は、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 前号ただし書に規定する中断の後、航空機がホーミングするための信号を再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は、(±)三〇Hz以内であること。</p> <p><u>3</u> 尖頭実効輻射電力(送信機から空中線に供給される尖頭電力と与えられた方向における空中線の相対利得との積の値をいう。)は、五〇ミリワット(許容偏差は、(±)三デシベルとする。)であること。</p> <p><u>4</u> 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、告示第千二百二十五号別図のとおりであること。</p> <p>[別表同左]</p>
<p>備考 表中の「<u> </u>」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

## ○ 総務省告示第 号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第一百五十三條第五号の規定に基づき、平成十七年九月二十九日総務省告示第一〇九六号（一二一・五 MHz の周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>【一 略】</p> <p>二 試験信号の送信は、毎時〇分から五分までの間に限り行うものとし、その送信時間は、五秒以内かつ必要最小限であること。ただし、落雷等により真に緊急を要し試験信号を送信する場合においては、毎時〇分から五分までの間に加えて毎時二五分から三〇分までの間の送信も可能とする。</p> <p>【三 略】</p>	<p>【一 同上】</p> <p>二 試験信号の送信は、毎時〇分から五分までの間に限り行うものとし、その送信時間は、五秒以内かつ必要最小限であること。</p> <p>【三 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第4の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百八号（無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>【一〇～十一 略】</p> <p><u>十二</u> 宇宙無線通信を行う無線局の無線設備（第一項から第四項まで及び第七項から第十一項までに掲げるものを除く。）</p> <p><u>十三</u> 【略】</p>	<p>【一〇～十一 同上】</p> <p>【新設】</p> <p><u>十二</u> 【同上】</p>
<p>備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	